

協働のまちづくり活動における施設整備に関する基礎的研究

正会員 ○石垣 文*
同 平野吉信**協働 まちづくり活動 施設ニーズ
公共施設

1. 研究の背景と目的

少子化と高齢化が進み住民ニーズの多様化がみられる今日の社会であるが、一方ではボランティア団体やNPOなど市民活動の台頭が認められている。平成12年の地方分権一括法の施行¹⁾等により、自治体は、住民との協働によりまちづくりを進めることができることが求められている。ここでいうまちづくりとは、地域の公共的な課題の解決を目指す活動を包括的に指すものであり、行政と住民の関係性や住民活動のあり方が転換期を迎えていたと考えられる。ここで住民活動の場のひとつとなる公共施設に目を向けると、近年の市町村の合併による行政圏の変化や、社会教育施設の転換への要請²⁾をうけ、施設整備の再考が求められている。

そこで本研究では、自治体と市民の協働によるまちづくり活動（以下、「協働のまちづくり」と略す）に着目し、まずは自治体における取り組みを把握する。次いで、活動を行う団体の活動実態を把握するとともに、活動を進める上での施設ニーズを明らかにする。これらを通じ、今後の協働のまちづくりにおける施設整備を考えるうえでの基礎的な知見を得ることを目的とする。

2. 研究方法

まず、広島県内の全市町を対象に、各自治体ホームページを通して協働のまちづくりに関する取り組みを把握し、先駆性や特徴のみられる五つの自治体を抽出した。

表3. 自治体における取り組み

2009年9~12月現在					
	広島市	福山市	東広島市	三次市	竹原市
人口	約120万人	約46万人	約19万人	約6万人	約3万人
年少人口比率	14.8%	14.5%	15.4%	13.0%	11.4%
高齢化率	19.0%	22.0%	19.0%	30.4%	31.1%
背景と目的	1)市民主体のまちづくり 2)行政を中心とした公共サービスの量的質的限界	1)社会経済情勢の変化 2)市民ニーズの多様化 3)社会貢献意識の芽生え	1)社会情勢の大きな変化 2)市民ニーズの拡大・多様化	1)社会問題への行政対応の困難さ 2)地域コミュニティ機能の低下 3)地域自治力の再生	1)住民ニーズの多様化 2)行政の限界と多様な取り組み主体 3)コミュニティの再生
計画・指針	H11 第四次広島市基本計画 H17 福山市協働のまちづくり指針 H19 第四次福山市総合計画	H17 福山市協働のまちづくり指針 H19 第四次福山市総合計画	H21 東広島市市民協働のまちづくり指針	H17 地域まちづくりビジョン H18 三次市総合計画	H17 竹原市協働のまちづくり推進プラン
条例				H18 三次市まち・ゆめ基本条例	
財政面	・公募型提案型協働モデル事業 ・NPO活動支援融資制度	・包括的事業費助成制度 ・地域まちづくり推進事業	・市民協働のまちづくりモデル事業 ・東広島市地域振興基金への積立	・自治活動支援交付金	・地域協働住民自治組織支援助成金
施設面	・まちづくり市民交流プラザ ・市民活動拠点提供事業	・住民参加型施設等整備事業	*1	・住民自治組織の拠点施設整備 ・指定管理者制度の導入	・住民自治組織の拠点づくり
その他	・市民活動に関する総合的な情報 システムの運営	・まちづくり推進委員会の設立 (小学校区の自治会連合)	・市民協働の行動計画策定(予定) ・講演会、職員研修の実施	・住民自治組織の発足 ・地域まちづくりビジョン策定	・地域行動プランの策定 ・意見交換会の設定
活動支援施設	・まちづくり市民交流プラザ	・福山市市民参画センター ・ボランティア活動センター		・まちづくり交流プラザ	

*1: 東広島市は、2010年に活動拠点施設の整備をうちだした。

かった。これには、前二市の人口が五万人前後であり、高齢化率の高さや人口減少といった事情を抱えていること、後者三市は人口規模が大きく、高齢化率も比較的低いことも関係していると考えられる。

協働のまちづくりを支援するための施設（以下、「活動支援施設」と略す）として、広島市はまちづくり市民交流プラザを設置しており、利用対象圏域は市内全域としている。福山市の設置する福山市市民参画センターには自治体主管課も配置され、職員と活動団体との連携が意図されている。同市が福祉目的の団体を中心に支援を行うボランティア活動センターには、専属職員を配置し、室の貸し出しと活動に対する人的な支援を行っている。竹原市は、活動支援施設を持たないが、行政から会議スペースの提供や活動に対する人的な支援を行っている。

4. 活動団体の活動実態と利用施設の評価

活動団体の活動実態と利用施設に対する評価を整理した（表4）。各団体は、複数の目的をもとに活動を行っている。利用施設には公民館が最も多く挙げられたが、種々の施設が活用されており、活動内容や圏域との相関は見られない。

利用施設の評価をみると、施設の立地面では、公民館と集会所に対する不便さが指摘された。これらの施設はこれまで小学校学区や自治会を単位に利用圏域が設定されてきた。しかし協働のまちづくりでは、そうした圏域を越えるメンバーで団体が組織されるため、立地面での不都合が生ずると考えられる。高齢化の進む地域では、施設への交通手段の不足も指摘されている。管理面にお

いては、社会教育を目的としてきた公民館をNPO法人や任意団体が利用希望する際、スムーズな利用が難しいケースが把握された。そのため、使用料の面で不便を感じながらも民間施設を利用する団体も確認された。空間設備に対する不便さのうち、特に協働のまちづくりで生ずると考えられるものに、室の広さや数、インテリアが挙げられる。施設が想定してきた利用人数や活動内容と協働のまちづくりのそれに相違がみられるためと推測される。

施設h1、m1、m2は協働のまちづくりのために整備されたが、ここでは情報の編集と発信、事務作業を支援するスペースが設けられている。さらに複数の施設では指定管理者制度の導入等、管理運営面から協働のまちづくりへ対応する例が見受けられた。

4. まとめ

本研究では、行政と市民の協働によるまちづくり活動に着目し、事例的にではあるが、自治体規模による協働のまちづくりの内容とそれに伴う施設整備の方向性の特徴が把握された。さらに、既存公共施設が射程としてきた活動を越える活動実態と、それに伴う施設ニーズが明らかにされた。今後は、自治体の規模や協働のまちづくりの方向性を考慮したうえで、施設整備のあり方について検討を進めることとする。

本研究は、服部達也君と共同で行ったものであり、本稿は卒業論文（広島大学、2010.3）を加筆修正したものである。

参考文献 1) 地方制度調査会：今後の地域自治制度のあり方に関する答申、2003 2) 永澤慎一：地域施設の再編に係る公民館の構成機能と多様性、日本建築学会計画系論文集 No. 569, p. 63-70, 2003

表4. 活動実態と利用施設の評価

団体 名前	活動 圏域	活動分野*4												利用施設 名前	種類	利用施設の評価*5							
		保健 社会 教育	まち づくり	学 術 ・文 化 ・ス ポ ル ト	環 境 保 全	災 害 救 援	地 域 安 全	人 権 擁 護 ・平 和	国 際 協 力	男 女 共 同 参 与 社 会 の 形 成	子 ど も の 健 全 育 成	情 報 化 社 会 の 發 展	經 済 活 動 活 性 化	職 業 能 力 開 発	活 動 へ の 助 言 ・ 援 助	立 地	管 理	空間と設備					
所在地	交 通 の 便	開 放 時 間	使 用 料	予 約 の 手 續 き	広 さ □ 數	イ ン テ リ ア	温 熱 環 境	活 動 の 制 約	オ フ プ ラ ス	備 品 の 利 用	物 品 の 保 管	バ リ ア フ リ □	駐 車 場										
H1 NPO	区内全域	○	◎	○	○		○	○	○	○	○	○	○	h1 活動支援施設									
G1 任意	市内全域		○	◎										g1 公民館	▼								
G2 任意	市内全域		◎	○										g2 公民館		▼							
G3 地縁	地域自治区等*3	○	○	◎	○	○	○	○			○	○		g3 公民館	▼								
G4 NPO	地域自治区等	○	◎	○	○	○	○			○	○			g4 旧公民館	▼								
G5 NPO	市内全域	◎	○							○				g5 社会福祉会館									
G6 任意	市内全域		○	◎						○				g6 保健福祉センター									
M1 地縁	地域自治区等	○	◎			○				○				g7 民間施設	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼		
M2 地縁	地域自治区等	○	◎		○	○	○							g8 文化センター									
T1 地縁	地域自治区等		◎		○	○	○							g9 大学施設		▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	
T2 地縁	地域自治区等	○	◎		○	○	○							g10 大学施設	▼	▼							
														m1 コミュニティセンター									
														m2 文化センター									
														m3 旧小学校		▼	▼						
														t1 集会所	▼								
														t2 旧幼稚園									
														t3 公民館	▼		▼						

*2: それぞれ、任意団体、地縁団体、NPO法人を表す。 *3: 地域自治区や自治体合併前の旧町村を指す。

*4: 最も中心的な活動は◎、それ以外は○で示す。項目は内閣府による特定非営利活動の分類を参考にした。 *5: 活動上で不便に感じる点に▼を記す。

* 広島大学大学院工学研究院 助教・博士（工学）

*Assistant Prof., Graduate School of Engineering, Hiroshima Univ., Dr. Eng.

**広島大学大学院工学研究院 教授・博士（工学）

**Prof., Graduate School of Engineering, Hiroshima Univ., Dr. Eng.